

児童期における 支援提供の基本姿勢

(社福)新潟太陽福祉会
放課後等デイサービス おひさま

本田 直美

達成目標

相談支援専門員及び児童発達支援管理責任者として、障害児支援の提供に関する基本姿勢を理解することができる。

- ・ 障害児支援は、こどもの成長・発達、人格形成に関わる重い責任が伴っていることを自覚すること
- ・ 障害児支援は、社会福祉事業であり、常に法令遵守と開かれた事業運営を意識して、その責務を果たすこと
- ・ 障害児はまずはこどもであり、こどもの権利条約に基づき、常にこどもの主体性を尊重し、最善の利益を考慮すること
- ・ 障害児支援は、障害者の権利条約に基づき、常に個々の障害や特性に応じて配慮された環境設定や支援を行い、また、ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)を目指すこと
- ・ 障害児支援は、こども本人への支援、家族支援、地域支援・連携、移行支援からなり、ライフステージにわたって途切れないよう縦と横の連携を意識した支援を行うこと

こども施策と障害児支援の 基本理念

障害児はこどもであるという
前提の上で障害や特性配慮される



(1)こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(2) 障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供
(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供
(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供
(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

障害児支援の基本姿勢①

～法令遵守～

ポイント

- ① 障害児支援は、子どもや家族の今と未来に関与する重い責任があり、厳格に法令遵守することが求められる（法令遵守は子どもの権利、発達を護ることにつながる）
- ② 法令遵守には、条約、法令、指定基準や報酬基準、ガイドラインや運営指針等を理解している必要がある
- ③ 障害児支援は、主に公費で賄われる社会福祉事業であり、「開かれた事業」である必要がある
- ④ 障害児支援は、発達支援（通所・入所支援）と相談支援（障害児相談支援）が“車の両輪”として機能するよう、相互に尊重し合い、協働する必要がある
- ⑤ 障害児支援は、診断確定前もしくは周辺児を含む現に支援が必要な幅広い子どもを対象として提供する

法令遵守(コンプライアンス)の重要性

「障害児支援」は法定事業であり、法令遵守が求められる

法令遵守(コンプライアンス)の範囲は、法律はもちろん、法人や会社の“ルール”、職業倫理のほか、一般道徳・倫理で考えられている“すべきこと・してはならないもの”も含まれる。

【法規範】 権利条約や関係法律、条例、通知、事務連絡など、
法制度に関係する一切のもの

⇒ 社会福祉法、児童福祉法、障害者基本法、最低基準・指定基準条例のほか、ガイドライン、施設運営指針、手引き、検討会報告書など

【社内規範】 法人・社内のルールや業務マニュアル等の規則

【倫理規範】 職務上守らねばいけない倫理・規範、人として守らなければならない社会的倫理・規範など

[1]障害児支援に関わる者の責任

子どもの発達に関わる責任

- ・ 大人になっていく成長・発達過程に関わる、人格形成に影響を与える重要な時期に関わる **重い使命と責任**を負っていること
- ・ この重い使命と責任を果たすためには、子どもの **発達の正しい理解と支援に関する技術**が必要であること
 - ⇒ 適切な支援の不提供＝法令遵守できていない
こどもの権利が守られていない
- ・ 自事業所だけで完結せず、常に関係機関、他職種との連携を図ること
 - ⇒ 支援の厚みが増すだけでなく、自事業所が適切な支援を提供できているかについて他者の目が入ることになる

[2]障害児支援に関わる者の責任

社会福祉事業を行う者としての責任

- ・社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする

第一種社会福祉事業：障害児入所施設の経営

第二種社会福祉事業：障害児通所支援、障害児相談支援

- ・社会福祉を目的とする事業のうち、[規制](#)と[助成](#)を通じて公明かつ適正な実施の確保を図ること
- ・支援が必要な人に生活を保障し、[援助](#)などを行って、社会全体の福祉向上をめざすこと

⇒「法令遵守」「社会全体の福祉」「開かれた事業所」

[3]児童福祉法における規定

改正前	平成30年改正児童福祉法
第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u> 第二条 <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。 (新設) ★ 第1条の主語が、「国民」から「児童」へ変更 ⇒ 大人の責務としての位置づけから、子ども主体の法律への転換を意味する。 ★ 第2条で「意見の尊重」「最善の利益」を明記 ⇒ 保護者の第一義的責任(育成義務) 行政は親と育成の共同責任者 ★ 第3条の2で「家庭養育」「家庭的養育」を明記	第一条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u> 第二条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u> ③ <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。 第三条の二 <u>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u>

「障害児」の定義から

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、**障害児**とは、**身体に障害**のある児童、**知的障害**のある児童、**精神に障害**のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する**発達障害児を含む**。)又は**治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病**であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

⇒「診断前支援」(早期支援)を可能にする柔軟な定義

- ・ 障害者手帳は不要(「身体障害者」は障害者手帳の交付を受けた者)
- ・ 医学的診断は不要(「精神障害者」は疾患を有する者)
- ・ 「知的障害者」はそもそも法律に定義なし

つまり、障害が確定する前もしくは障害を受容できていない段階から相談に応じ(親の受容に寄り添うを含む)、支援を開始することが基本姿勢の一つと読み取れる

障害児支援の定義

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行うことをいう。

③ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

④ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

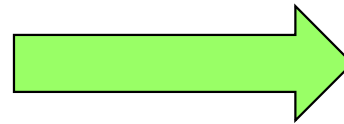
障害児通所支援及び入所支援の定義変更(R6.4)

(旧)

② この法律で、児童発達支援とは、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

③ この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

通所施設



児童福祉法の改正

(R6年4月施行)

(新)

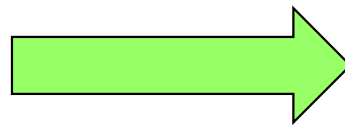
② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。）を行うことをいう。

(新)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療

入所施設



児童福祉法の改正

(旧)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

⑤ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

- ・利用形態・手続きは、「サービス」だが...
- ・児童福祉法上は、「支援」や「事業」という用語を用いている(放デイを除く)
⇒ 必要な支援を児童や家族に届ける責務があると読み取れる

⑥ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

⑦ この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。)又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定(次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。)が行われた後に、第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の者(次項において「関係者」という。)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画を作成することをいう。

⑧ この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。）が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- 一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- 二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

- ・障害児相談支援について、児童福祉法で手続き、プロセス、業務内容を定義している
- ・基本相談は、規定されていない
- ・プロセスは、実際とはかなりズレがある。
- ・地域によっては、セルフプランも依然として推奨されている（？）

【参考】児童相談所長による相談支援等への委託に関する規定

児童福祉法第26条第1項【抜粋】

児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の・・・省略・・・一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

児童福祉法第27条第1項第2号【抜粋】

- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ・・・(省略)・・・若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は・・・(省略)・・・、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

・要支援または要保護児童に対して児童相談所からの障害者等相談支援事業(基本相談付与の一般・特定相談支援)に指導委託のほか、障害児通所支援や入所施設に措置できる規定がある ⇒セーフティネットとしての役割が期待されている

[3]ガイドライン等の遵守

(1)ガイドライン

- ①児童発達支援ガイドライン(R6改正)
- ②放課後等デイサービスガイドライン(R6改正)
- ③保育所等訪問支援ガイドライン(R6作成)

(2)障害児入所施設運営指針

- ①障害児入所施設運営指針

(3)その他

- ①障害者虐待の防止と対応の手引き、障害児虐待予防マニュアル等
- ②こども一般施策におけるガイドラインや指針等
 - ・保育所保育指針
 - ・幼稚園教育要領
 - ・特別支援学校小学部・中学部、高等部学習指導要領
 - ・放課後児童クラブ運営指針
 - ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
 - ・特別支援学校幼稚部教育要領
 - ・児童館運営指針など・・・
- ③こども家庭庁こども家庭審議会・各部会報告書等
 - ・幼児期までのこどもの育ち部会、こどもの居場所部会での検討等

旧ガイドラインに明記されていた基本的姿勢

【出典】旧放課後等デイガイドライン

(基本的姿勢)

- ・ 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援 権利尊重の視点
- ・ 子どもの支援に相応しい 職業倫理 を基盤として職務に当たる 倫理的視点
- ・ 対象は、心身の変化の大きい小1～高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解する 発達・特性理解の専門的アセスメントの視点
- ・ 放課後等デイサービス計画(＝個別支援計画)に沿って発達支援を行う 計画に基づく専門的発達支援の視点
- ・ ①子どもが他者との信頼関係の形成
- ・ ②友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わう 情緒、非認知能力、生きる力の育成の視点
- ・ ③人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じる
- ・ ④友達との関わりで葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する 子どもの主体性の尊重の視点
- ・ 基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援する プロセスを組み込む
- ・ 保護者が気兼ねなく相談できる場になるよう努める 家族支援の視点
- ・ 子どもの生活、発達支援の連続性の確保のため学校での個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画の連動・連携を図る 基礎集団(特に学校)の計画との連携の視点
- ・ 不登校児には、関係機関と連携しつつ本人の気持ちに寄り添って支援

障害児支援の基本姿勢②

～権利の尊重～

ポイント

- ① 障害児支援は、権利を大切にした支援である
- ② 権利を護ることは、虐待など不適切な支援をしないこと（発達を妨げない）だけでなく、こどもの権利を保障すること（配慮されて当たり前発達を促進すること）
- ③ 障害児支援は、こどもの権利と障害者の権利の両面から保障することである（相互補完の関係）
- ④ 障害児は「こども」であり、まず「こども」としての権利が優先され、それを達成するために障害者の権利が尊重される
- ⑤ こどもまんなか社会の実現に向けた、こども基本法の創設やこども家庭庁の発足など、こども施策で検討・策定された指針なども考慮して支援を行う

(1)「権利」を尊重した支援とは

◎子どもの「権利」を侵害しない専門的支援

- ・子どもや障害のある人などは、権利侵害されやすい
- ・施設・事業所内虐待の防止及び不適切支援の不提供
⇒子どもや障害の適切な理解と支援力(＝合理的配慮の提供)
- ・家庭内虐待の早期発見と未然防止の役割(＝家族支援)
⇒児童養護施設入所児のうち障害等を有する児童は36.7%
障害児入所施設入所児のうち虐待・養育放棄は37.7%

◎子どもの「権利」を保障する専門的支援

- ・「子ども」としての人権や尊厳に配慮された支援
⇒障害のある子どもも権利の主体者であるという認識
- ・「子ども」と「障害者」としての権利の適切な理解と対応
⇒子ども期に必要な経験、体験、学習の保障
- ・権利を意識した、未来志向型、将来につながる支援
⇒共生社会の実現、意思決定に基づく自分らしい暮らしの実現

障害のある子どもにおける支援の構造

(権利保障の観点から)

すべての子どもの権利

- ・生きる権利
- ・育つ権利
- ・守られる権利
- ・参加する権利

「子どもらしくいられること」
(=生き活き育つ)

障害者の権利

- ・インクルージョン
- ・合理的配慮
- ・療育・・・

- ・全ての子どもの権利が保障され、その目標が達成されるよう、障害児には障害や特性に応じた「合理的配慮」を提供する
(=障害者としての権利保障)
- ・障害児特有の権利があるわけではないことに留意

「権利」を尊重した支援

①「権利」の捉え方の再確認

「子どもの権利に関する条約」

(1989年国連採択 ⇒ 1994年日本批准)

※従前の救済的、保護的ともいえる子どもの権利観が変化

『受動的権利保障』(権利享受の**主体**であり**保護**される対象)

+

『能動的権利保障』(**意見表明権**に代表される**社会への参画**)

(市民的**自由権**が子どもにも適用)

(**権利行使の主体**)

「権利保障」とは、自尊心の育み、自らへの人権意識の醸成

- ・「自分を大切にしたい」と思う心(=自尊心)の上に成り立つ
- ・自尊心が他尊心を育む: 絶対的自尊心(無条件の愛に基づく)
- ・自尊心=①自己受容感、②自己達成感、③自己有用感

②権利擁護は「子ども」と「障害」の両方の視点から

(1)「障害児」という子どもはいない

- ・ 小さな「障害者」ではなく、まずは「子ども」である
⇒ チャイルド・ファースト
(Child with disabilities など)
- ・ 子ども自身が意思決定過程に参画する(意見表明と尊重)

(2)「障害」のある子どもとしての権利擁護

- ＜1＞「子ども」としての全ての権利が障害児にも保障される
⇒ 子どもとしての権利を保障する(発達の視点)
- ＜2＞障害があることによる生きづらさや育ちにくさ、経験不足に対する機会の保障と特別な配慮(合理的配慮)が不可欠(障害の視点)
⇒ 障害のある人としての権利を保障する

(2)まず「子ども」として(チャイルド・ファースト)

◎「子どもの権利条約」に基づいた支援の展開

- ・子どもの最善(Best)の利益[第3条] ⇒ 子どもは社会の宝として
- ・子どもの存在及び発達の最大限(Maximum)の確保[第6条]
⇒ 愛護(承認・感謝)、発達の保障
- ・自由に自己の意見を表明する権利の確保[第12条]

※ 意見が大切される経験 ⇒ 主体性、意思決定支援の基礎に

- ・一時的若しくは恒久的に家庭環境を奪われた児童又は家庭環境にとどまることが認められない児童への特別な保護及び援助 [第20条]
⇒ 家庭的養護・養育の推進
- ・到達可能な最高水準(Highest)の健康の享受[第24条]⇒ 健康の保持
- ・子どもの人格・才能並びに精神的及び身体的な能力の可能な最大限(Fullest)の発達[第29条] ⇒ 能力の伸長(=個の輝き)

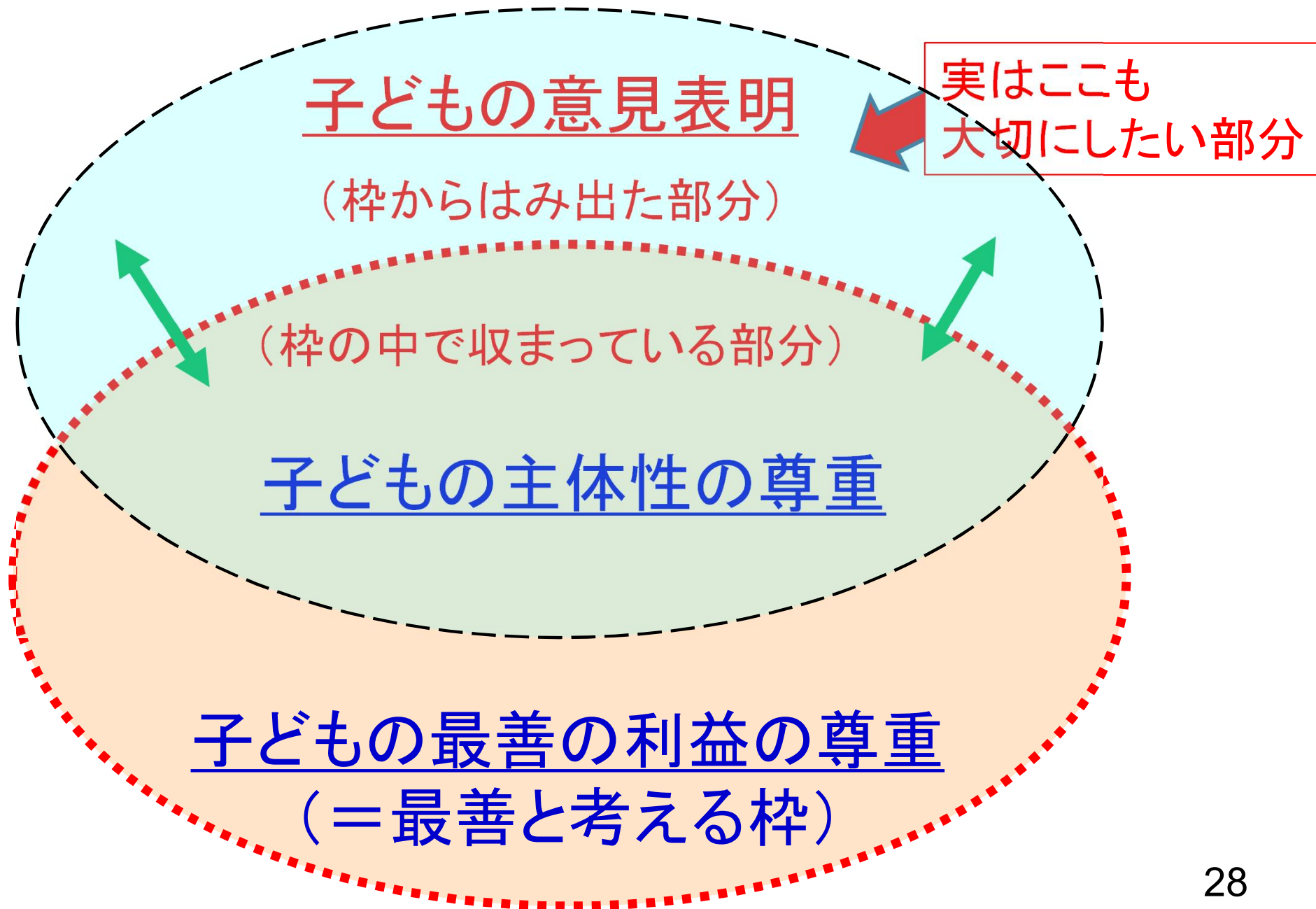
⇒ 上記の子どもとしての権利が護られた上で、それを達成できるよう、障害児についてはその障害や特性に応じた「合理的配慮」を行う必要がある

児童の権利に関する条約

4つの柱

- ①生きる権利：子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。
- ②育つ権利：子どもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得ること、自分の考えや信仰が守られることも、自分らしく成長するために、とても重要。
- ③守られる権利：子どもたちは、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる権利を持っている。障がいがある子ども、少数民族の子どもなどは特に守られなければならない。
- ④参加する権利：子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、活動することができる権利を持っている。その際は家族や地域社会の一員としてのルールを守って、行動することが大切。

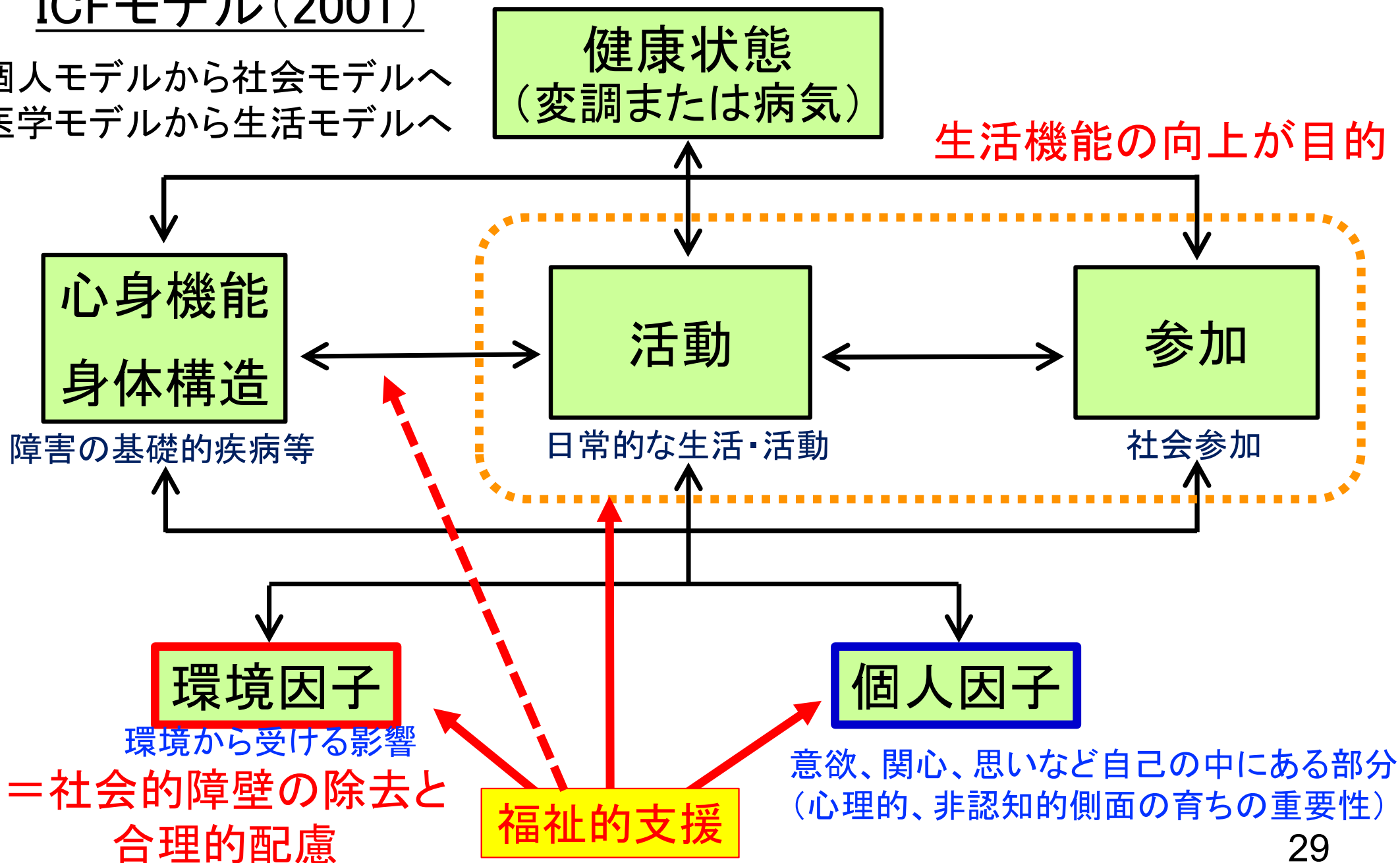
子どもの「主体性」と「最善の利益」の関係



(3) 配慮が必要な障害のある子どもとして

ICFモデル(2001)

個人モデルから社会モデルへ
医学モデルから生活モデルへ

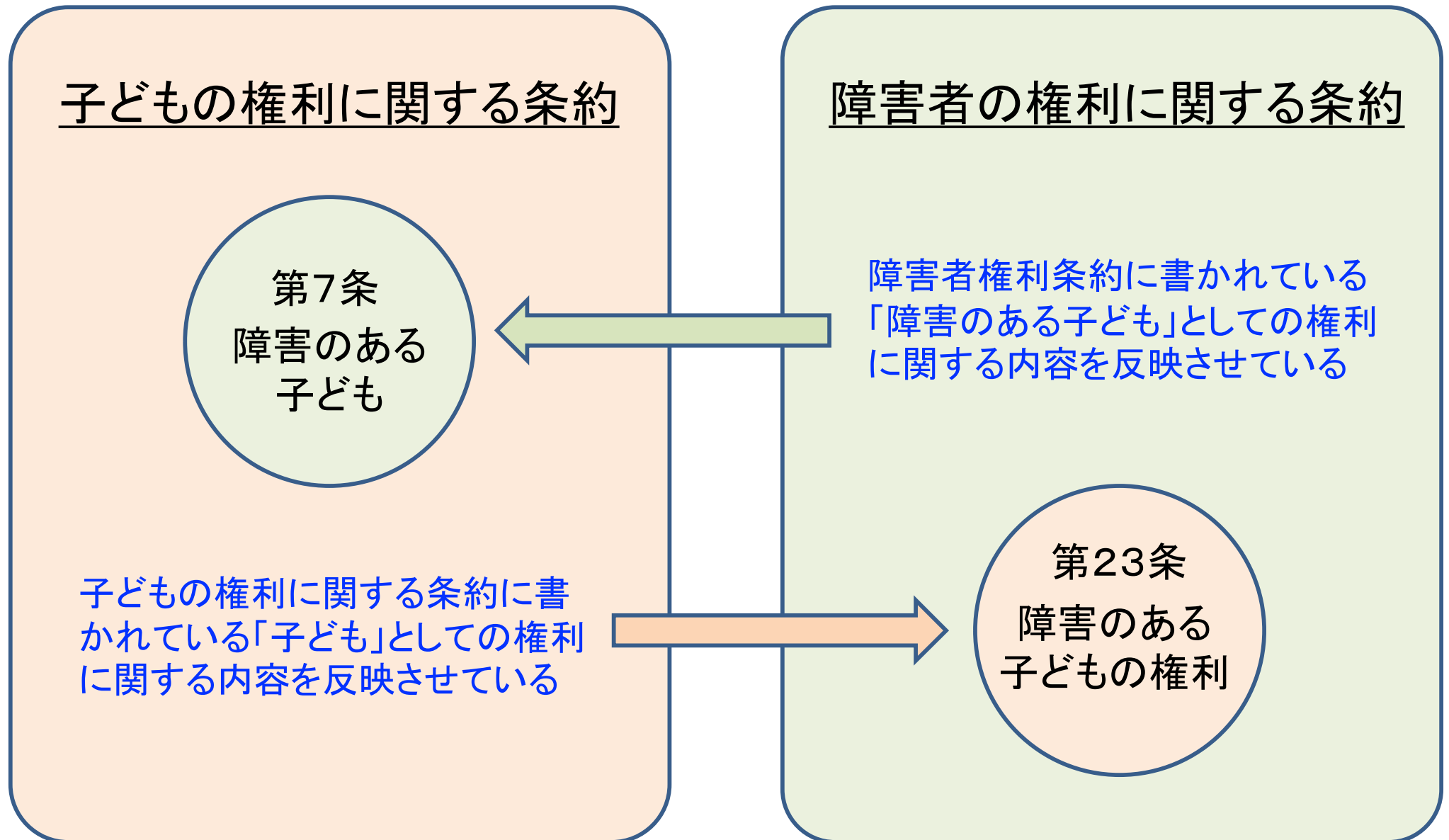


障害者の権利に関する条約

障害者の権利を保障し、差別や排除を防ぐための国際的な枠組みで、批准国は定期的に検査を受け、改善が求められる。

- ・障害児を含む障害者が、あらゆる場面で他の者と差別されることなく、平等に扱われる権利を有している。差別の撤廃・解消を推進し、障害者が社会の一員として尊重される。
 - ⇒ 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供
- ・障害者が自分の生活などに関して意思決定を行う権利があり、可能な限り自立した生活を送ることができるように、選択の機会が保障される。自立した生活と地域社会での完全な参加とそれを支える意思決定の支援が重要である。
 - ⇒ 地域の中で自立した生活を送りたいと思うためには、幼少期からの様々な経験や共に育つ経験が必要
 - ⇒ 意思決定支援は大人になってから行うものではなく、幼少期から意見表明する機会と支援が与えられることが必要

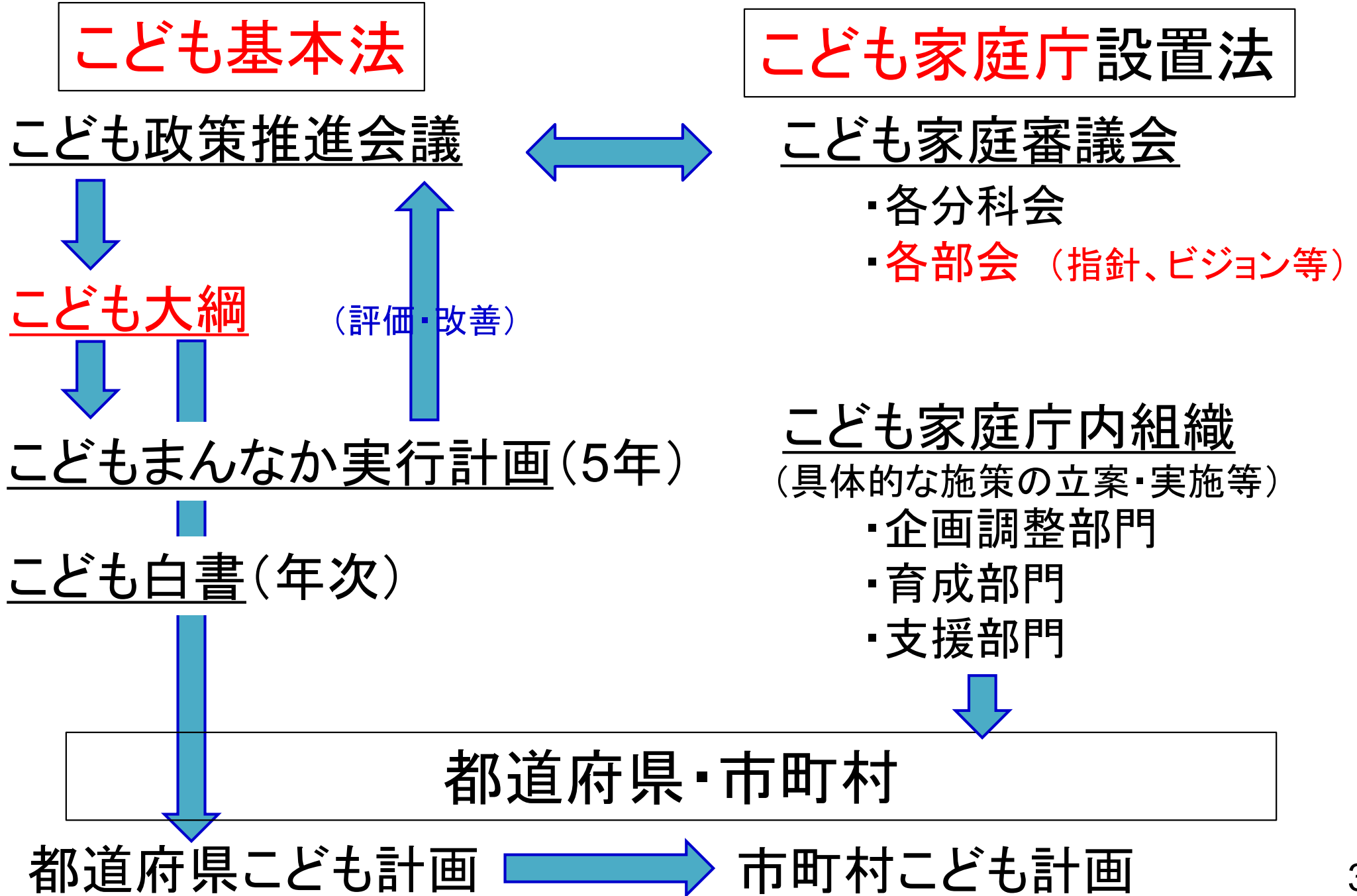
(4) 子どもの権利と障害者の権利の統合



(5) こども家庭庁発足と法律等の整備

- R3.11.29 こども政策の推進に係る有識者会議報告書
- R3.12.21 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
[閣議決定]
- R4. 6.15 「こども基本法」「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」成立
- R5. 1.19～3.31 こども政策の強化に関する関係府省会議(6回)
- R5. 4. 1
- ・ こども基本法等の施行
 - ・ こども家庭庁の発足 ⇒ こども家庭審議会の設置と議論
- R5.12.22
- ・ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) [閣議決定] ⇒ 後述
 - ・ こどもの居場所づくりに関する指針 [閣議決定] ⇒ 後述
 - ・ こども大綱 及びこども未来戦略 [閣議決定]
- R6. 5.31 こどもまんなか実行計画 (国) ⇒ 今後、こども計画 (地方)

法令と施策との関係（概略図）



①こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

②障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供（こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 合理的配慮の提供（社会的なバリアを取り除くための対話・検討）
- 家族支援の提供（家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進（一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組）
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供（関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築）

こども家庭審議会＜各種部会・分科会が設置され検討＞

基本政策部会

幼児期までのこどもの育ち部会

- 1 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針の策定に関する調査審議
- 2 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議
- 3 その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等(こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。)

こどもの居場所部会

- 1 こどもの居場所づくりに関する指針に関する調査審議
- 2 放課後児童施策に係る調査審議
- 3 遊びのプログラム等に関する調査審議

科学技術部会

社会的養育・家庭支援部会

児童虐待防止対策部会

障害児支援部会

こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

- ・今後ともこどもまんなかの検討がされる
- ・その中にはもちろん障害のあるこどもも含まれる
- ・こども大綱や審議会での指針等を踏まえた障害児支援にしていける必要がある

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

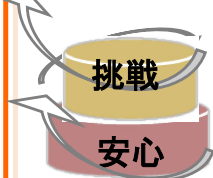
1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



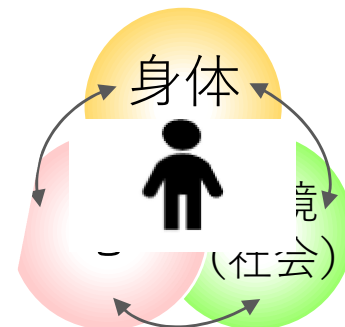
【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

「こどもの居場所づくりに関する指針」の概要

【理念】

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

【こどもの居場所とは】

- ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取りうるものである。
- ・その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、底に行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- ・居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校外場所になっていること、個人的なもので代わりやすく、地域性や目的、人との関係などに影響を受けるもの

こどもの居場所づくりに関する指針(答申)の概要②

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

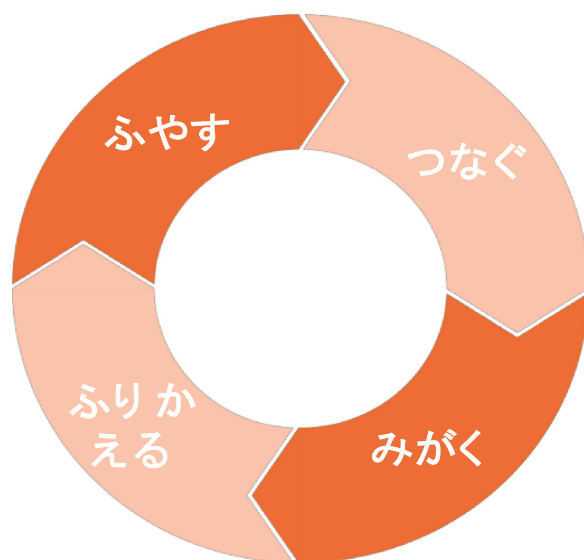
② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題がある。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

障害児支援の基本姿勢③

～発達支援の原則～

ポイント

- ①「療育」は、発達支援である（障害者基本法第17条）
- ② 発達支援の基本理念は、平成26年にまとめられた「障害児支援のあり方に関する検討会」報告書の理念が踏襲され、権利の視点がベースになっている
- ③ 発達支援は、こどもをまんなかにおいて本人支援、家族支援、地域支援・連携の同心円で表現される
- ④ 発達支援は、その子なりの最大限の発達を支えるものであり、障害や特性の消去が目標ではない
- ⑤ 障害児支援における発達支援は、こどもの育ちに共通するものであり、生活や遊びが重要である
- ⑥ 発達支援は科学であり、専門的支援とPDCAが重要

(1)「療育」は、「発達支援」である

「障害が確定した子どもへの(運動機能や検査上の知的能力の向上などの)障害改善への努力だけでなく、障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が地域で育つ時に生じるさまざまな課題を解決していく努力のすべてである。その中には、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成(狭義の発達支援＝本人支援)、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援(家族支援)、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革(地域支援)が包含されている概念である」

出典:「障害児通園施設の機能統合に関する研究」(分担研究者・宮田広善):

「発達支援」の定義

発達支援の指針 より
(CDS-Japan 2016年改訂版)

対象は、障害の確定した子どもと、
確定しない段階の子ども

- 障害改善への努力
- 家族への支援
- 地域機関への支援

障害が確定した子どもへの「（運動機能や検査上の知的能力の向上などの）障害改善への努力」だけでなく、障害が確定しない段階の子どもも対象として、発達の基盤となる家族への支援や保育所等の地域機関への支援も視野に入れる広い概念

発達支援の基本理念

本人支援

○子どもの最善の利益の保障

- ・適切な養育、生活の保障、愛され・護られる、成長・発達・自立の支援
- ・子ども本人の意見の尊重と最善の利益の考慮、主体性の尊重

○インクルージョンの推進と合理的配慮

- ・障害者権利条約を反映（差別の禁止、合理的配慮）

合理的配慮は、子どもの障害の状態、発達の経過、特性に応じる

家族支援

○家族支援の重視

- ・家族に対して子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本
＝子どもを中心に置いた表現

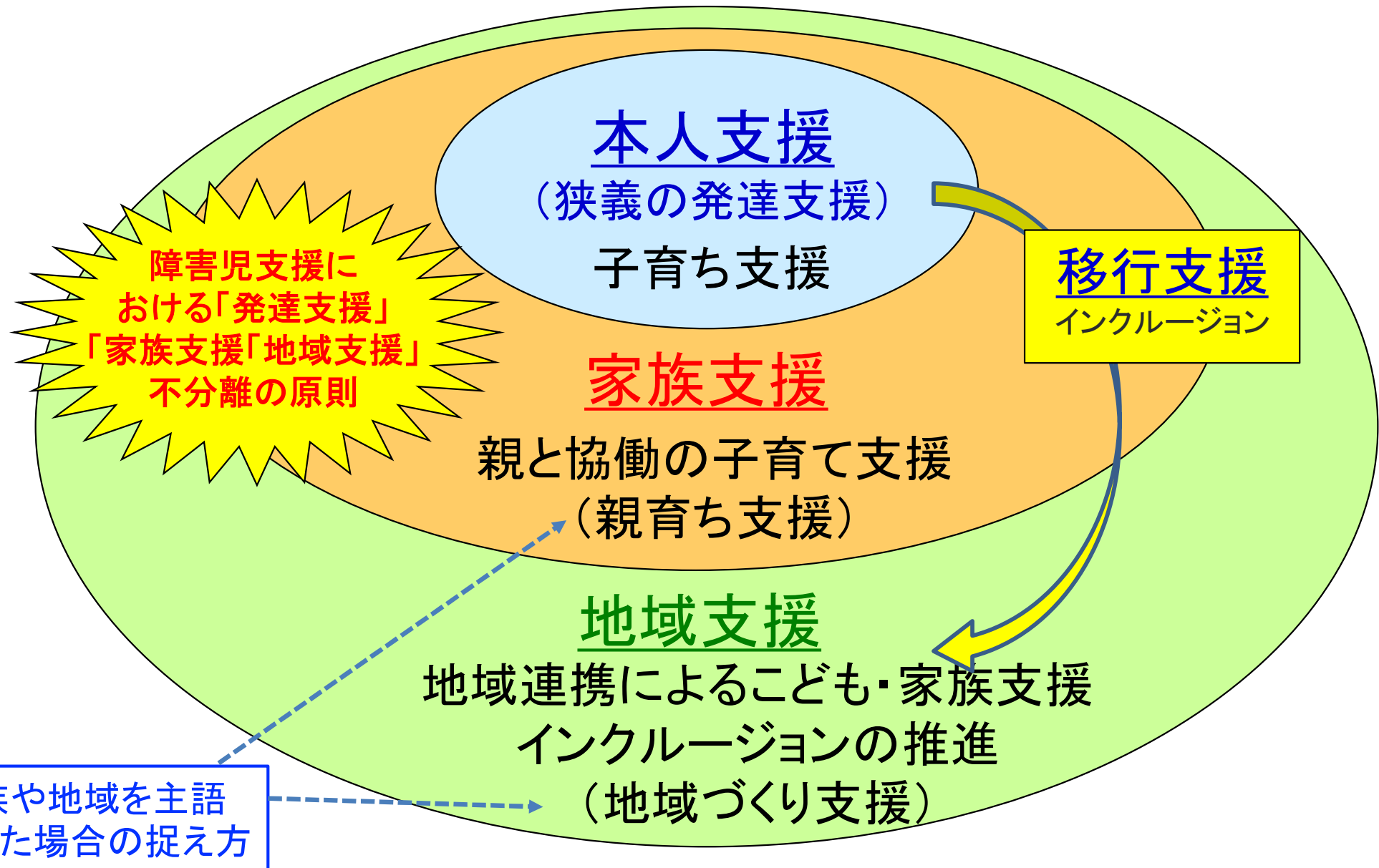
地域支援

○インクルージョンを推進する後方支援としての専門的役割

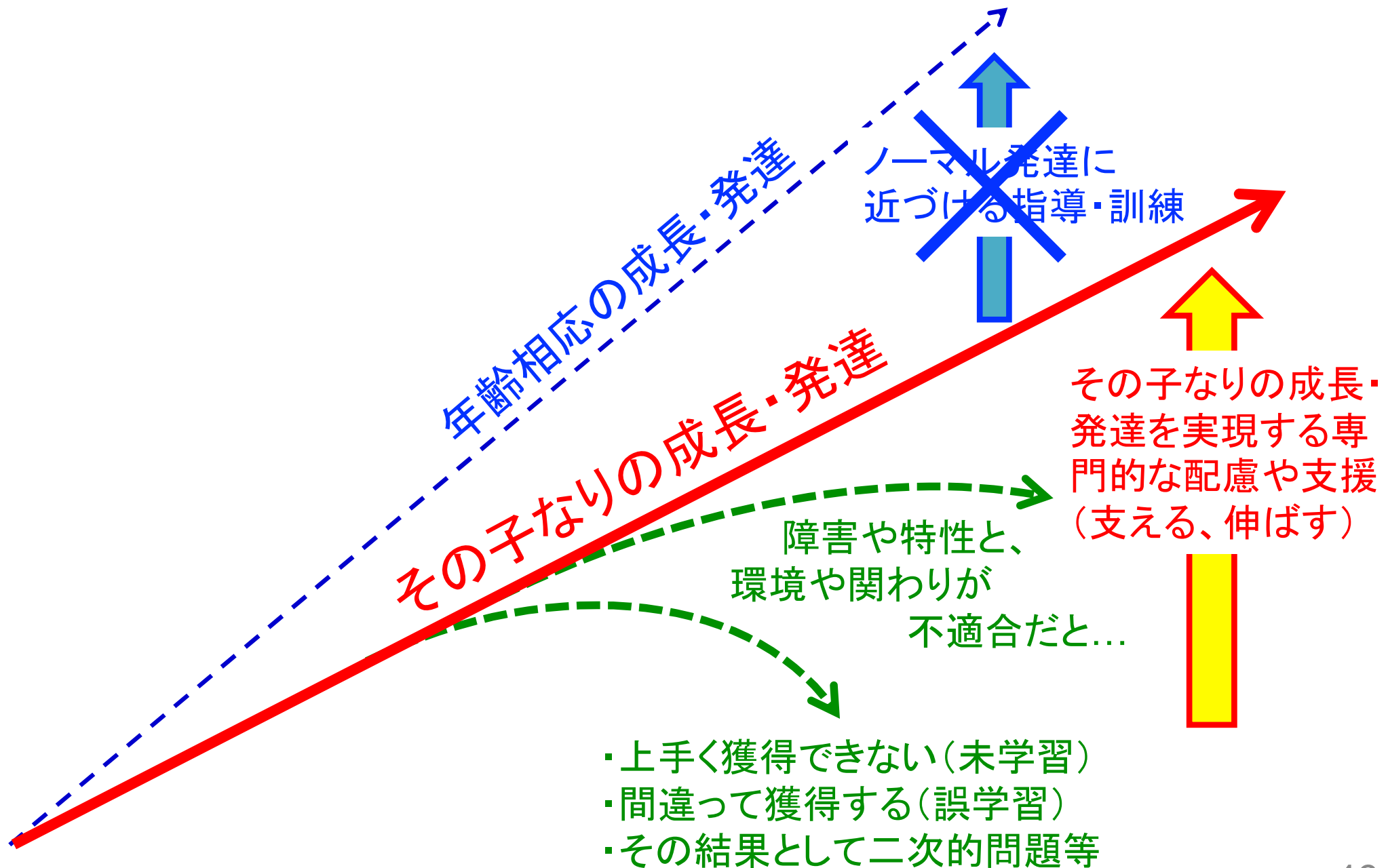
- ・障害のない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障
- ・保育所等訪問支援の活用、子育て支援の場での障害のある子どもに対する支援の協力する体制づくり
- ・関係機関との連携、切れ目のない一貫した支援の提供体制づくり

発達支援の全体構造

こどもを真ん中に据えた3つのレベルでの発達支援（イメージ）



発達支援の考え方(その子の成長・発達を支える)



「障害」や「特性」の消去が目標ではない

保護者のニーズは障害や特性、困った行動をなくすこと

- 
- ・保護者は、「障害」「特性」「困った行動」がなくなることを期待
⇒ その心情にも寄り添うことが大切(=我が子の受容の一過程)

「障害」や「特性」の正しい理解が必要＝共通言語化

- 
- ・「障害」や「特性」はダメなものと捉えない(=子ども権利の視点)
⇒ その子を否定しないことから支援はスタートする
 - ・脳などの機能不全(調整が困難、上手く働かない)から生じる
「〇〇しづらさ」(支障)が根本にある
 - ・保護者のしつけが原因ではなく、また、本人の怠惰でもない

「障害」や「特性」は配慮することで補われ、育てられる

- ・子どもとして当たり前の生活や遊びの中で、合理的配慮
(個別の環境調整と関わり)をして育てる

(2) 発達支援における基本的共通機能

○乳幼児期の発達支援の基本機能

- ・「安心・安全な環境」(=養護、構造化等)の中で、「安定した生活習慣の積み重ね」と「遊びを通した発達の促進」など、基本的には「保育」を基盤とした発達の土台づくりが目標
- ・子どもの生きる力・育つ力を応援し、当たり前の育ち・暮らしを支援する

【幼稚園教育要領や保育所保育指針から】

- ・幼児期にふさわしい生活
- ・環境を通して行う教育・保育
- ・生活や遊びを通しての総合的な学び
- ・一人ひとりの発達の特性に応じて
- ・安心感や信頼感に支えられた生活

障害児通所支援
にも共通している

こどもに必要なものは障害児にも必要 (生活、遊び、環境)

子どもの育ちに必要なベースとなる「もの」は

◎現代の三大栄養素:「安定感」「信頼感」「満足感」

⇒ 変わらない 安定した暮らし は 創意工夫 された暮らしから

- ・ 何気ない温かなまなざし、安定した一貫したかかわり
- ・ 生活しやすいよう調整された生活環境
- ・ 工夫された 美味しい食事、リズムカルな生活、季節感を味わえる楽しい行事・レクリエーション ……等

(出典: 相澤仁ら, 2013, 『シリーズやさしくわかる社会的養護4 生活の中の養育・支援の実際』に、筆者が追加)

◎こども期に必要な経験とは(体験・経験の保障)

⇒生活しているという実感を持てること

- ・「あたりまえの生活」の提供 ⇒「生活臨床」という考え方
- ・生活の「主体者」として:生活(ADL～IADL、お手伝い)への参加

⇒楽しむこと、遊びこめること(障害特性や発達に応じて)

- ・「遊び」は、生きる力のエンジン
- ・「遊び」は、満足するまで繰り返す、自ら変化させること

⇒リアルな体験、自然や人を含む地域資源との交流

- ・リアルな感覚を伴う体験
- ・そこに人が存在、介在すること

⇒自分で選び・決めること、自由に意見を述べられること

- ・自分に関係する情報を適切に得られること(説明すること)
- ・自分の意見が大切にされる経験

＝ 支援利用計画や個別支援計画への参画ができているか

「非認知能力」を育む「遊び」の力

今、幼児教育分野では「非認知能力」が話題になっている。

認知能力 : 知的な力である。そこには、知識・技能、思考力などを含まれる。

非認知能力 : 意欲・意志、また自覚し見渡す力、人と協力する力などが含まれる。

幼児期は「遊び」が重要

幼児期の認知／非認知能力は、「遊び」の中で育つ

非認知能力を培うための大人の基本姿勢は、

- ・見守る
- ・安全な環境を用意する
- ・自分でやろうとすることを尊重する

} 受容的・肯定的態度

◎自制心や協調性も「遊び」を通じて育つ

◎乳幼児期のアタッチメント形成が非認知能力を高めるカギ

◎非認知能力を高める遊びの例

- ・外遊び、運動遊び(体で感じる遊び、運動習慣、自然体験など)
- ・水遊び、土遊びなどの感覚・感触遊び(自由度の高い遊び)
- ・歌を通じた遊び(手遊び歌、リトミック、音楽療法など)
- ・関わり遊び(支援者と、仲間と一緒に。ふれあい遊びなど)
- ・創作・工作遊び(認知、操作性の遊びなど)
- ・読み聞かせ ・ごっこ遊び ・自由遊び ・お手伝い など

⇒「遊び」を考えることは、療育を考えることである

⇒「遊び」の中で、発達上の“ねらい”を設定することが重要

⇒ 豊かな「遊び」を提供することが重要：季節を感じられる遊びやイベントも

⇒「遊び」をいかに子どもたちにマッチさせるかは、発達段階や特性を把握し配慮するかにかかっており、展開・構成を考えることが重要

- ・設定遊びは、展開を意識した複数の遊びで構成<展開とは1セッションだけでなく経過も>
- ・一方、自由遊びは、本人主体に：マイペースで、遊び込める設定に<緩急を意識>

(3)「療育」(発達支援)は科学である

- ・高木憲次(1941年)

「療育とは、現代の科学を総動員して
不自由な肢体を出来るだけ克服し、
それによって幸にも恢復したら『肢体の
復活能力』そのものを(残存能力ではない)
出来る丈有効に活用させ、以て自活
の途の立つように育成することである」



- ・高松鶴吉(1990年)

「療育とは、現在のあらゆる科学と文明
を駆使して、障害をもった子どもの自由
度を拡大しようとするもので、それは
優れた「子育て」でなければならない」



発達支援における「科学」とは こどもから学ぶこと

◎2つの専門性

①支援（アプローチ）の専門性：

・エビデンスベースドアプローチ

「客観的な根拠に基づく手法」：一般性、理論等

※保育理論、ABA、TEACCH、認知、感覚統合、PT、OT、ST等

※こどもの発達段階や特性の専門的アセスメントは前提

・ナラティブベースドアプローチ

「語りに基づく手法」：事例の個別的な理解

つまり、思いつきの支援ではないこと

②手順（プロセス）の専門性：

・PDCAサイクル：アセスメント⇒見立て⇒手立て⇒評価

（＝支援の必要性和効果に基づき、適宜修正できるということ）

発達支援プロセス

◎支援目標を立てる: 見立て【P】

⇒ アセスメント: 発達の視点(心身の発達)、
権利的視点、生活的視点・

アセスメントは、様々な情報から本人を
理解することだけではなく、見立てること

◎支援方法、内容を考え、実行する: 手立て【D】

⇒ 理論に基づく支援(評価できる支援)
創意工夫した支援

◎支援を評価する: 評価【C】

⇒ 具体的に評価: 有効な支援を繋いでいく

本人支援における発達支援の5領域

(ア)健康・生活

- (a) 健康状態の把握
- (b) 健康の増進
- (c) リハビリテーションの実施
- (d) 基本的生活スキルの獲得
- (e) 構造化等により生活環境を整える

(イ)運動・感覚

- (a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- (b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- (c) 身体の移動能力の向上
- (d) 保有する感覚の活用
- (e) 感覚の補助及び代行手段の活用
- (f) 感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応

(ウ)認知・行動

- (a) 視覚、聴覚、触覚等の感覚や認知の活用
- (b) 知覚から行動への認知過程の発達
- (c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- (d) 数量、大小、色等の習得
- (e) 認知の偏りへの対応
- (f) 行動障害への予防及び対応

(エ)言語・コミュニケーション

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 受容言語と表出言語の支援
- (c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- (d) 指差し、身振り、サイン等の活用
- (e) 読み書き能力の向上のための支援
- (f) コミュニケーション機器の活用
- (g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用



(オ)人間関係・社会性

- (a) アタッチメント(愛着行動)の形成
- (b) 模倣行動の支援
- (c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- (d) 一人遊びから協同遊びへの支援
- (e) 自己の理解とコントロールのための支援
- (f) 集団への参加への支援

※ この5領域はアセスメントであり、支援の観点である

障害児支援の基本姿勢④

～障害児支援の特質～

ポイント

障害児支援には以下の特徴があり、相談支援の役割は
とても重要と考えられる

- ・ 障害児支援は、児童福祉法の事業と障害者総合福祉法のサービスを包括的に活用すること
- ・ 障害児支援は、保護者が契約者であるが、こどもの意向やニーズもしっかり反映すること
- ・ 障害児支援は、まだまだセルフプランが多く、障害児相談支援も基本相談がないため入口相談になりにくいこと
- ・ 障害児支援は、こども本人はもちろん、保護者やきょうだいを含む家族、関係する地域機関も支援の対象にしていること
- ・ ガイドラインが策定されており、アセスメントや発達支援の視点、個別支援計画や支援プログラムの充実が求められること
- ・ 短期間で移り変わるライフステージを意識して、揺れ動く保護者こどもの心情への寄り添い、途切れない縦横の連携が必要である

① 障害児支援は、児童福祉法の事業と障害者総合福祉法のサービスを包括的に活用すること

⇒ 障害児支援は、他の子ども一般施策と同等に「児童福祉法」に位置づけられている。「子ども」としての権利を理解し、子ども一般施策と乖離することなく事業展開すること（インクルージョン）が重要。加えて、将来を見据えた息の長い継続支援が必要。

	事業内容	根拠法令
子ども	子ども固有の事業 (通所支援(訪問支援含む)、 入所支援、相談支援)	<u>児童福祉法</u> (子供の権利を護り、保護者の一義的責務、公的責務も果たしつつ子どもの最善の利益を優先。発達保障、養護、健全育成等の視点)
	者と共通の事業 (訪問系、短期入所、地域生活支援事業等)	<u>障害者総合支援法</u>
大人	者固有の事業	

② 障害児支援は、保護者が契約者であるが、 こどもの意向やニーズもしっかり反映すること

◎障害児支援の給付申請、契約者は「保護者」となっている。

※ 児発管は、給付申請者である「保護者」の意向を中心に聞いていくことになる。故に子どもよりも保護者のニーズが前面に出やすい。

※ 指定基準では、ニーズ調査や個別支援計画の説明・同意等は「給付決定保護者及び障害児」に対して行うこととなっている。

⇒ 小さい頃から「子ども」を「主体者」として扱っていくことが重要（支援計画の説明、活動等の決定過程への参画、支援会議への参加等）

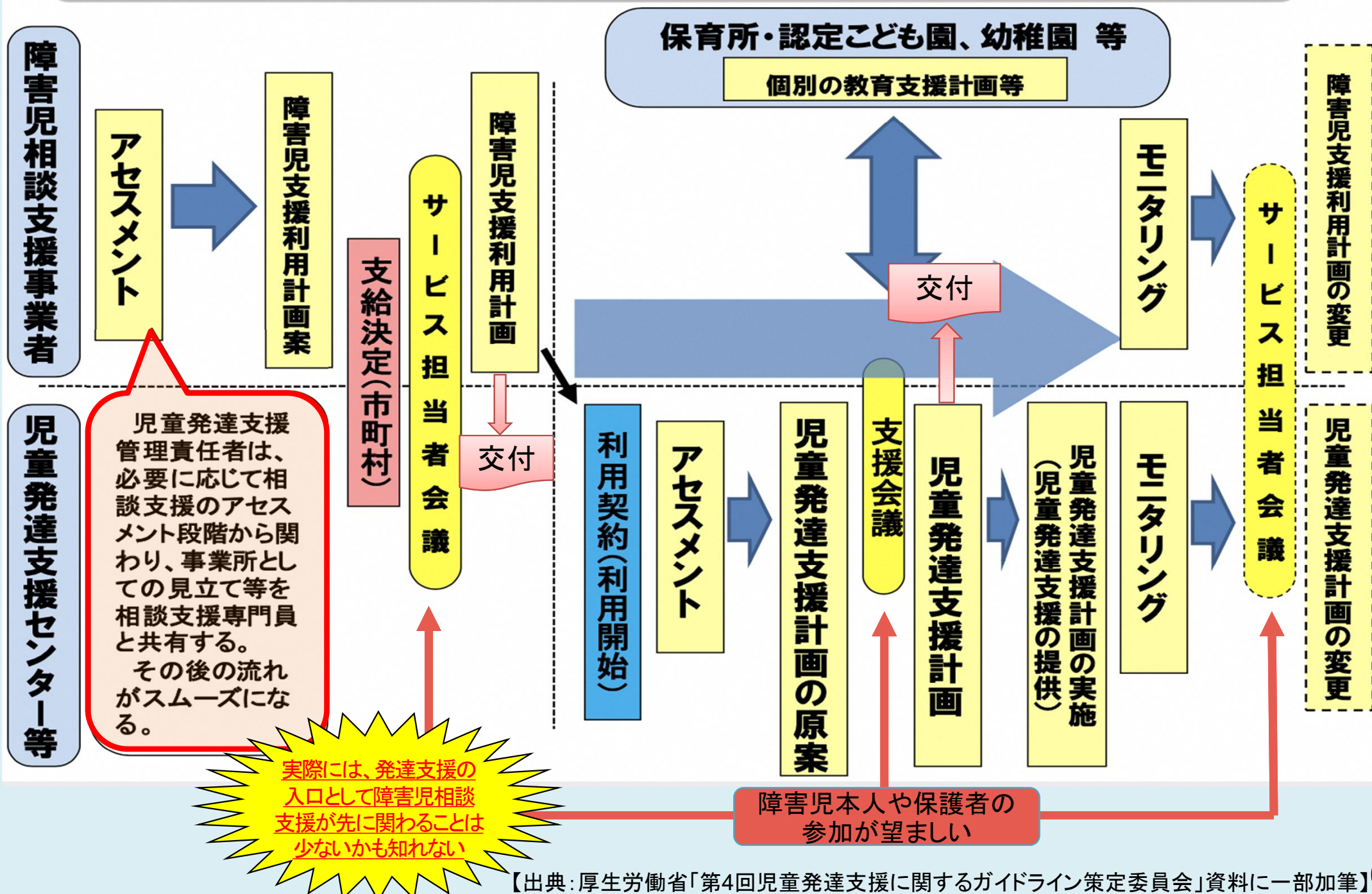
⇒ 大人は「意思決定支援」、子どもは「自由な意見表明の支援」（子どもの権利条約：意見表明権の保障）

◎障害児支援では、本人だけでなく、保護者やきょうだいなどの家族、地域連携機関も支援対象とする

③障害児支援は、まだまだセルフプランが多く、 障害児相談支援は入口相談になりにくい

- ◎ まだまだ「セルフプラン」が多く、代替プランを作成していない自治体もある。そのため、支援の総合的な方針がなかったり、アセスメントも保護者の意向が中心になっていたりして子どもの発達や特性等の評価が不十分であることも少なくない。
⇒ 「相談支援」と早めにつなぎ、アセスメントを協働・分担し、情報の共有を図るなど、ケースマネジメント機能を担うことも想定される。
令和6年度の報酬改定では、障害児通所支援事業所がセルフプランの児に対する連絡・調整を行うことを報酬で評価
- ◎ 入所支援利用の場合は、「児童相談所」によって給付決定が行われるため、「障害児相談支援」は介さない
⇒ 利用児の中には社会的養護家庭は多く含まれている。「児相」との連携や「相談支援事業所」や「子ども家庭総合支援拠点」等との連携による地域移行、家族再統合などの視点が必要

支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係



④ガイドライン等が策定されており、アセスメントや根拠のある発達支援の視点、個別支援計画や支援プログラムの充実が求められること

◎障害児支援の特徴として、ガイドラインや運営指針等が策定されている。

- ※ 多くの子ども一般施策では、事業運営に関する指針・ガイドラインが策定されている。(例: 保育所保育指針、放課後児童クラブ運営指針など)
- ※ ガイドラインでは、基本理念のほか、提供すべき支援内容(発達を促す5領域など)などが規定され、自己評価や利用者満足度調査も義務化され、質の向上に役立てる仕組みが存在する。
- ※ 障害児入所施設の運営指針も策定された。

⇒児発管はガイドラインの準拠しつつ、質の向上のための創意工夫を行う
障害児相談支援は、そのようなガイドライン等を理解したうえで、支援利用計画やモニタリングを実施してもらいたい

「個別支援計画」と「支援プログラム」の関係

法人・事業所のコンセプト・ミッション

本人・保護者のニーズ、アセスメント

個別支援計画

- ※個々の子どもの発達課題に基づいて事業所が提供する生活・遊び等における個別的なねらい・支援内容や配慮が書かれる(これをもとに、日々の支援プログラム作成に反映)
- ※個々の子どもの生活や発達のニーズ、保護者の子育てニーズなどを勘案し設定された個別又は小集団での支援
 - ・アセスメント:発達支援の5領域を含め包括的に理解する強み、「できる」にも着目
 - つまづき等があれば、その要因の見立て
 - ・本人支援、家族支援、移行支援、地域連携の要素が含まれること

個別支援計画と
活動プログラムは
車の両輪

支援プログラム

- ・事業所全体の活動のねらい
- ・年間を通した積み重ね活動
- ・季節や単元にまとめた活動
- ・月間、週間、デイリー計画
- ・地域との交流等、事業所の独自性、創意工夫の活動
- ・年齢や発達段階に応じた活動
- ・タイムテーブル
- ・発達支援の5領域との連動

反映

①個別の発達課題に
基づくねらいや配慮

②全体活動の中での
個別的なねらいや配慮

③全体活動のねらい
と一般的配慮

⑤短期間で移り変わるライフステージを意識して、 揺れ動く保護者こどもの心情への寄り添い、 途切れない縦横の連携が必要である

- ◎ 児童は、心身の状態が短期間で変化する
 - ※ 成長・発達の要素、学習的要素も加わる
 - ◎ 「障害児」として障害や特性に着目されることが多いが「子ども」として本来獲得・解決すべき発達課題もある
 - ※ 「愛着形成」、「アイデンティティの確立」(エリクソンの発達段階・課題等)など。インクルージョンの視点も不可欠
 - ◎ 関係機関、所属機関が短期間で変化(移行)し、また、同時に関わる機関が多い【縦横連携】
 - ※ 保育所・幼稚園、学校との連携、移行時の支援等
- ⇒ 将来(ライフステージ)を見据えて、子どものうちから、本人及び家族並びに地域(学校等)と一貫性を持ってつながっていくことが重要。
- ⇒ 児童の場合、並行利用や複数事業所利用の方も多く、契約者数が定員よりも多くなることも珍しくない＝個別支援計画作成数や連携も多くなる

利用児及び家族の生活に対する意向	こども本人や家族の意向を聞いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。	
総合的な支援の方針	○ 1年間を目途に（それ以上の期間も可）、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。 ・ 障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議（セルフプランの場合には、事業所関連機関等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議）で求められている事業所の役割 ・ 支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点 ・ 保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点 ・ こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点	
長期目標 （内容・期間等）	総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。	支援の標準的な提供時間等 （曜日・頻度、時間）
短期目標 （内容・期間等）	長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。	・ 利用曜日・提供時間等を記載。 ・ 計画及び延長時間を別表で定めることも可。

○支援目標及び具体的な支援内容

項目	支援目標 （具体的な到達目標）	支援内容 （内容・支援の提供上のポイント・5領域）	優先 順位
本人支援	○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。 ○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。	○ 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。 ○ 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しを求められているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1～3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。	↑
本人支援	○ 支援期間終了の際（モニタリング時）に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。 ○ こども本人や家族の意向だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。 ○ 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り組むこと。	○ こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図りながら考えながら設定することが望ましい。 ○ 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や九等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。 ○ 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。	↑
本人支援			
本人支援			
家族支援			
移行支援			
地域支援・地域連携			

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達段階に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点から作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態の把握を適時に行いながら、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））で構成されるプロセスにより支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 （保護者署名）

押印欄止

家族支援

こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。



家族支援の例

- ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの 実施
- ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- ・保護者同士の交流の機会の提供(ピアの取組)
- ・きょうだいへの相談援助等の支援
- ・子育てや障害等に関する情報提供 等

本人支援	コミュニケーションのレパトリーが拡がり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等での紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6 か月後	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者と定期的に(月に1回)情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代のこども(クラスの友達)の行動を意識する場面が増える。	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。 ・椅子を所定の位置に持ってくる場面において、見本になるこどもの近くに誘う等の関わり・促しを行う。	人間関係・社会性	6 か月後	保育士 理学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。 ・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。						・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者家庭での実 てに関する る点に留意
移行支援							
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的に関係し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でのこどもの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。		6 か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、 ○○保育園◇◇園長先生、△△先生	関係機関連携加算(Ⅱ)：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

(保護者署名)

押印廃止

移行支援

インクルージョン(地域社会への参加・包摂)を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。



移行支援の例

- ・保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
- ・具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発達支援
- ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援
- ・保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、こどもに対し障害特性等を踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等とこどもの状態や支援内容等についての情報共有や支援内容等(例:得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミング、コミュニケーション手段等)の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
- ・地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流 等

本人支援	コミュニケーションのレポーターが拡がり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等での紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6か月後	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者と定期的に(月に1回)情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代のこども	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。			保育士		2
家族支援	本人支援	コミュニケーションのレポーターが拡がり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等での紹介を通し、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。				7
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について	・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・保育園の連携と当事者所の連携内容を相互に確認し、日々の機		6か月後	児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する(行事のスケジュールの共有も含む)。	

地域支援 地域連携

こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。



地域支援 地域連携の例

- ・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組
- ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
- ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
- ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携の取組 等

家族支援	日常生活において、本人の意思を十分に尊重し、本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的に関催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でのこどもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。	・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしたがって、審議での実
移行支援	地域支援 ・ 地域連携	スクリーンショット等を送ってください）。	6か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園△△園長先生、△△先生
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的に関催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でのこどもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園△△園長先生、△△先生	関係機関連携加算（Ⅱ）：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

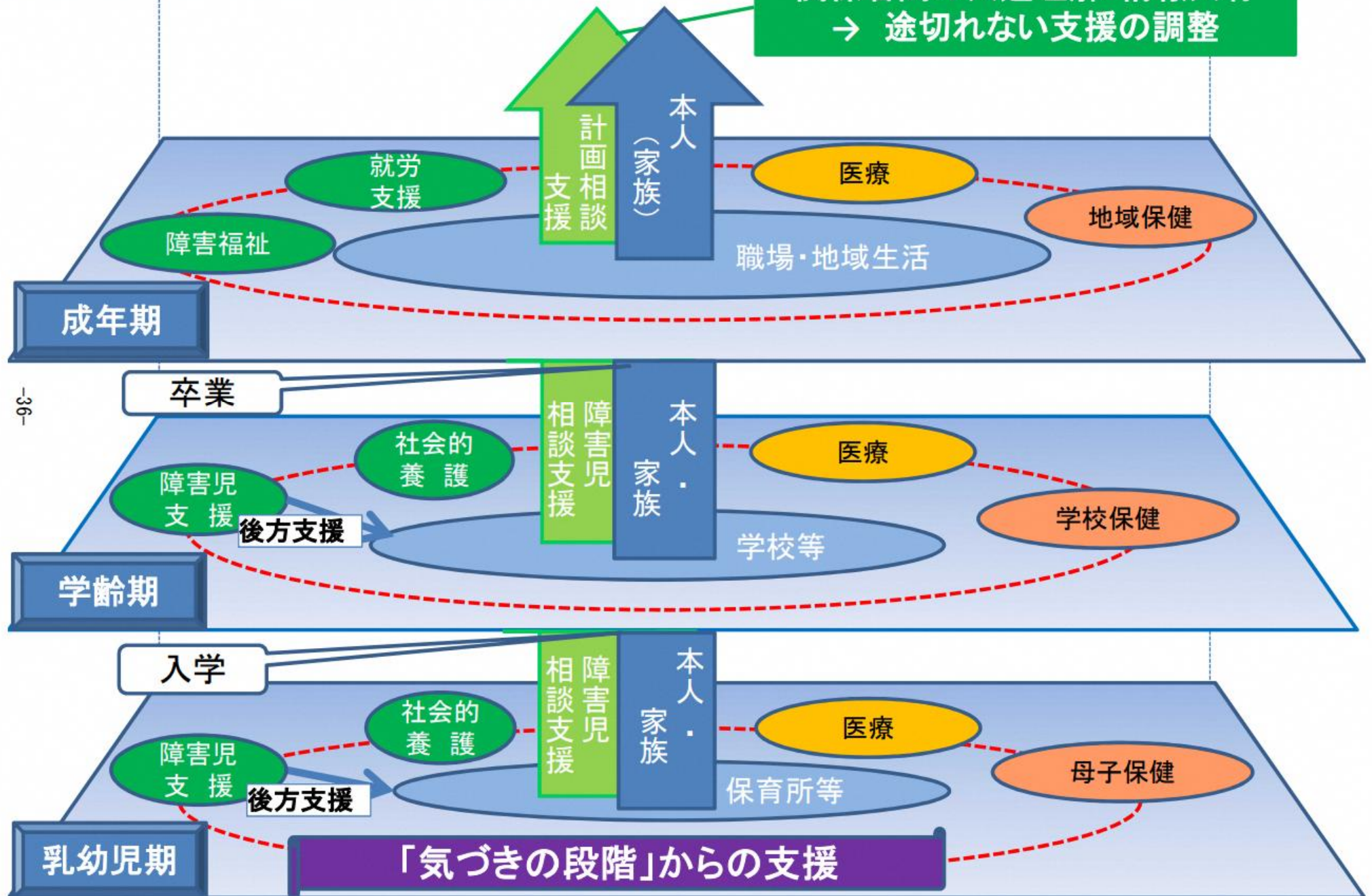
年 月 日

（保護者署名）

押印廃止

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



ま と め

良質な支援を提供しようとする努力のすべてが基本姿勢

- (1) 支援は「人」によって構築される【「人」が支援の質を決める】
 - ・スタッフの育成：一人ひとりの高い意識、職場の雰囲気、知識・スキルUP
- (2) 事業所の理念に基づいた支援【理念なき・理念倒れの支援はNG】
 - ・「発達支援」に関する理念の確立：報酬は支援の質の対価である
- (3) 子どもの権利が保障されている実践【「子ども」を正しく理解する】
 - ・養護、成長・発達の保障、子どもの意見・主体性の尊重、家族支援 等
- (4) 障害者の権利が保障されている実践【障害や特性の理解と実践】
 - ・障害や特性に応じた合理的配慮の提供、インクルージョンの推進 等
- (5) 支援の適切なプロセス管理【児発管・相談支援の腕が試される】
 - ・見立て(アセスメント力)、手立て(支援力)、評価力：ガイドライン等の活用
- (6) 家族、関係機関と協働した支援【開かれた事業が質を高める】
 - ・相談支援と発達支援は最強タッグ＝車の両輪であり、対等な関係
 - ・関係機関に畏敬の念を持って共に歩む。家族を支え、共に歩む

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置付けられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加している（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、**児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組み**として示しているガイドラインの改訂を行う。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のある未就学のこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所における支援の内容や方法等について定める。

児童発達支援の全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**インクルージョンを推進するとともに、こどもの意見表明の機会の確保や、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 児童発達支援は、「発達支援（本人支援・移行支援）」「家族支援」「地域支援」に大別され、特に**児童発達支援センターは、令和4年改正児童福祉法において地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられたことから、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが求められる。**

児童発達支援の具体的内容

- 児童発達支援の4つの支援の具体的内容は以下のとおりである。
 - 【本人支援】障害のあるこどもの発達の側面から、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすること。特に、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、包括的かつ丁寧にこどもの発達段階や特性に応じた支援の提供が重要であり、**全てのこどもに5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われることが重要である。**
 - 【移行支援】障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにするとともに、**地域との交流の機会を確保**し、同年代のこどもとの仲間づくりを図っていくこと。
 - 【家族支援】家族が安心して子育てを行うことができるよう、**各地域や家庭の状況を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、保護者の自己決定を尊重しながら、きょうだいを含めた家族の負担を軽減していくための物理的・心理的支援を行うこと。**
 - 【地域支援】支援を利用するこどもが地域で適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携するとともに、地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築すること。特に児童発達支援センターは、ネットワークの核となり、こどもや家族を中心に据えた包括的支援を提供することができる地域づくりを行う役割を担う。

児童発達支援計画の作成

- 障害のあるこどもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のあるこどもと保護者に対し説明し同意を得た上で、児童発達支援計画を作成する。
- 児童発達支援計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 児童発達支援計画には、「**5領域との関連性**」「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した児童発達支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。**

関係機関との連携

- 市町村、保健所、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、小学校や特別支援学校、**こども家庭センター**、地域の協議会等と連携を図り、障害のあるこども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のあるこどもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて、その改善を図る必要がある。**また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・改善の内容を**保護者に示すとともに、公表**する必要がある。
- 総合的な支援の推進と支援の見える化を図る観点から、事業所は、**5領域との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（児童発達支援プログラム）を策定・公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練を行う必要がある。**

【非常災害・防犯対策】

- 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定・周知し、定期的に避難・救出・訓練を行う必要がある。
- 障害児については、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で**災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要である。**

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練を行う必要がある。**

「放課後等デイサービスガイドライン（改訂）」の概要①

※改訂箇所は赤字部分

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービス事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置付けられて以降、事業所数約1万9,000箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加している（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法の改正、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されたことを踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、**管理者・児童発達支援管理責任者・従業者向けの3部構成かつ運営面・体制面を中心**に示していたガイドラインについて、**支援の具体的な内容や支援を提供する上での視点等についてより充実化を図る改訂を行う。**

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のある学齢期のこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や方法等について定める。

放課後等デイサービスの全体像

- こども家庭庁の創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたことや、こども基本法におけるこども施策の基本理念、こどもの権利条約や障害者の権利に関する条約の内容を踏まえ、**インクルージョンを推進するとともに、こどもの意見表明の機会の確保や、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重、こどもの最善の利益の保障**を考慮し、支援を行うことが重要である。
- 放課後等デイサービスは、単にこどもが知識やスキルを身につけることが目的ではなく、**様々な遊びや体験活動の機会を通じて生きる力を育むことが目的**であり、支援は「**発達支援（本人支援・移行支援）**」「**家族支援**」「**地域支援**」に大別される。
- 放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害特性だけでなく、**児童期・思春期の発達の特徴等**を理解しておく必要がある。

放課後等デイサービスの具体的な内容

- 放課後等デイサービスの4つの支援の具体的な内容は以下のとおりである。
 - 【**本人支援**】 障害のあるこどもの発達の側面から、「**健康・生活**」「**運動・感覚**」「**認知・行動**」「**言語・コミュニケーション**」「**人間関係・社会性**」の**5領域**において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすること。包括的かつ丁寧にこどもの発達段階や特性に応じた支援の提供が重要であり、**全てのこどもに5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援が行われることが重要**である。
 - 【**移行支援**】 障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に成長できるよう、同年代のこどもとの仲間づくりを図るとともに、学校等との連携を図りながら**就学・進学時における支援の連続性の確保や学校卒業後の生活に向けた成人期への移行を意識した取組**を行うこと。
 - 【**家族支援**】 年齢とともに変化する発達課題や思春期の課題等を乗り越えるため、きょうだいを含めた家族の困り感に寄り添いながら丁寧に関わること。
 - 【**地域支援**】 個別支援計画と教育支援計画を連携させるなど**学校と連携**することや、**地域の中のこどもの居場所づくり**という観点を持ちながら、地域の社会資源を積極的に活用し、遊びや体験、交流の場を広げること。
- 支援（特に本人支援）の方法としては、「**自立支援と日常生活の充実のための活動**」「**体験的な活動や遊び**」「**地域交流の機会の提供**」「**こどもが主体的に参画できる機会の提供**」の4つの基本活動を複数組み合わせることを基本とする。

「放課後等デイサービスガイドライン（改訂）」の概要②

※改訂箇所は赤字部分

放課後等デイサービス計画の作成

- 障害のある子どもと保護者のニーズを適切に把握（アセスメント）し、具体的な支援内容を検討し、障害のある子どもと保護者に対し説明し同意を得た上で、放課後等デイサービス計画を作成する。
- 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、**障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制**を確保して進めることが必要である。
- 放課後等デイサービス計画には、「**5領域との関連性**」「**インクルージョンの観点を踏まえた取組**」「**支援提供におけるインクルージョンの視点**」を明記することが必要である。
- 作成した放課後等デイサービス計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。

関係機関との連携

- 学校、**児童発達支援センター**、就学前に利用していた保育所・児童発達支援事業所、放課後等児童クラブ、**医療機関**、他の放課後等デイサービス事業所、**こども家庭センター**、地域の協議会等と連携を図り、障害のある子ども本人を支援の輪の中心に据え、支援に携わる様々な関係機関が情報を共有し、障害のある子どもに対する理解を深めることにより、適切な支援を提供する。

支援の提供体制

【組織運営管理】

- 支援の質の向上を図る観点から、事業所は、**職員による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて、その改善を図る必要がある**。また、概ね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・改善の内容を**保護者に示すとともに、公表**する必要がある。
- 総合的な支援の推進と支援の見える化を図る観点から、事業所は、**5領域との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（放課後等デイサービスプログラム）を策定・公表**する必要がある。

【衛生管理・安全管理対策】

- 事業者は、感染症が発生した場合においても業務継続・早期再開を図るため、**業務継続計画（BCP）を策定・周知し、定期的に研修・訓練を行う必要がある**。

【非常災害・防犯対策】

- 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定・周知し、定期的に避難・救出・訓練を行う必要がある。
- 障害児については、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、障害児の状況等をよく把握する福祉専門職の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で**災害発生時の対応について綿密に意思疎通**を図っておくことが重要である。

【安全管理】

- 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**安全計画を策定・周知し、定期的に研修・訓練を行う必要がある**。

記載例	家族の状況	家族支援の目標・支援内容
子どもの行動への対応に悩んでいる家庭	保護者は子どもの癇癪やこだわり行動への対応に悩み、疲弊している。対応の仕方がわからず不安が強い。	【目標】 子どもの特性を理解し、家庭内で落ち着いて対応できるようになる 【支援内容】 ・子どもの特性や行動の意味について、面談や資料で説明する ・家庭での困りごとを定期的にヒアリングし、対応策を助言する ・必要に応じてペアレントトレーニングの案内を行う
家族が発達障害についての情報不足に不安を感じている	診断を受けたばかりで、発達障害に関する知識や支援制度への理解が浅く、今後の育児に不安を感じている。	【目標】 支援制度や発達障害への理解を深め、必要な支援を活用できるようになる。 【支援内容】 ・発達障害に関する基本的な資料を提供する ・相談支援専門員や地域資源（児童発達支援センター等）を紹介 ・支援制度（受給者証・福祉サービス）の説明を実施

記載例	家族の状況	家族支援の目標・支援内容
母親が一人で育児を担い、孤立している家庭	母親がフルタイム勤務をしながら1人で育児を担っており、話を聞いてもらえる機会が少なく孤立感を感じている。	【目標】 気軽に相談できる場を持ち、心身の負担を軽減する 【支援内容】 ・送迎時に短時間でも会話を交わし、不安を聴き取る ・月1回の家庭との面談を実施し、日常の困りごとに耳を傾ける ・保護者同士の交流の場（茶話会等）があれば案内する
家庭と施設の連携が不足しているケース	連絡帳や連携ノートの返答が少なく、家庭との情報共有が難しい状態	【目標】 家庭と施設が子どもの支援について共通理解を持てるようになる 【支援内容】 ・家庭とのコミュニケーション手段を見直し（LINE/電話など柔軟に対応） ・定期的に写真付きの支援記録を送付し、活動内容を可視化する ・必要に応じて個別面談を実施し、家庭の意見を取り入れる

記載例	移行支援の目標	支援内容
中学校進学に不安がある児童	中学校への進学に向けて、新しい環境や生活リズムに不安なく適応できるようにする。	・中学校生活に関する情報提供(時間割・持ち物・部活動など)を行う ・学校の見学日や説明会参加を支援し、本人と振り返りを行う ・ロールプレイや通学シミュレーションを通じて、予行練習を行う
集団活動やルール理解に課題がある児童	中学校生活に必要な集団ルールや社会的マナーを身につけ、安心して学級活動に参加できるようになる。	・グループ活動や話し合いの場を設け、「待つ」「聞く」「譲る」などを練習する ・「やっていいこと／だめなこと」の視覚的支援を用いて理解を深める ・本人の成功体験を記録し、自己肯定感を育てながら進める

記載例	移行支援の目標	支援内容
自立面(持ち物・時間管理など)に課題がある児童	中学生としての基本的な生活スキル(身支度、時間管理、持ち物管理)を習得する。	・登所時に持ち物チェックやタイマーを用いたスケジュール管理を実施 ・日々の活動後に「ふりかえりシート」で自己点検する習慣をつける ・家庭とも連携し、生活リズムの整え方について情報共有する
自己理解や進路への関心が乏しい児童	自分の得意・不得意を理解し、中学校での目標や役割を意識できるようになる。	・「自分のこと」ワークシートを使って好きなこと・苦手なことを整理する ・将来の夢や「やってみたいこと」について話し合う機会を作る ・先生や友だちからのフィードバックを記録し、強みに気づけるよう支援する

記載例	移行支援の目標	支援内容
就学先に適応できる よう生活習慣を整え たいケース	小学校入学に向けて、基本 的な生活習慣(朝の支度、排 泄、座るなど)を身につける。	・活動前に自分で荷物を準備・片付け する練習を継続する ・トイレ誘導・声かけから徐々に自立を 促し、成功体験を積む ・家庭と連携し、就学後を見据えた生 活リズムを整えるようサポートする
指示理解や集団参 加が不安な児童	集団活動に必要な指示理解 やルールのある行動を学び、 安心して小学校生活を始めら れるようにする。	・視覚的支援(絵カード・写真)を用い た指示理解の支援を行う ・順番を守る・椅子に座って話を聞くな どのルールを遊びの中で練習する ・小学校の見学・体験学習の情報を保 護者に提供し、不安軽減を図る

記載例	移行支援の目標	支援内容
学童の生活リズムに慣れる準備をしたい	放課後児童クラブの生活リズム(宿題・おやつ・遊び・帰宅)に無理なく適応できるようになる。	・学童の1日の流れを視覚的に整理し、活動内容を本人と事前確認する ・放デイ内で学童に近い流れ(例:宿題時間→おやつ→自由遊び)を再現して練習する ・家庭や学童職員と連携して、1週間のスケジュール表を共有する
学童と放デイの併用スケジュールが複雑なケース	学童と放デイの併用スケジュールを把握し、自分の予定を理解・行動できるようになる。	・曜日ごとの「今日はどこに行く？」を視覚支援ツール(色分け・写真・予定表)で明示する ・送迎ミスや混乱を防ぐため、家庭・学校・放デイ・学童間の情報共有を徹底する ・毎朝または放課後に、本人と「今日の予定確認」を習慣化する

記載例	移行支援の目標	支援内容
初めて児童センターを利用する児童	児童センターの雰囲気やルールに慣れ、自信を持って利用できるようになる。	・事前に写真や動画で児童センターの様子を紹介し、見通しをもたせる ・初回利用は職員同行のもと短時間からスタートし、安心できる体験を積む ・利用後に「できたこと」を振り返り、成功体験を記録する
家庭での不安が強く一人で行けない児童	保護者と離れても児童センターで安心して過ごせるようになり、自立への一歩を踏み出す。	・最初は保護者と一緒に訪問し、少しずつ距離を取っていく段階的支援を実施 ・「お迎えに何時に来る」「ここで待っている」など、安心できるスケジュールを可視化 ・職員や知っている子がいることを伝え、人とのつながりを感じられる支援を行う